

右新作

日の出 日の(で) 曜く 日の(出)

右新作

オー笛がな(る) オー誰をよ(ぶ)

右原意に擬して製す

千代や ちよ(と) 君か代 祝(ふ) 此「フ」ハオノ發音ヲ有ス

右新作

頼め 祈れ 賢き 神を

右原意に擬して製す

謡へよ 謡(へ) 謡て くら(せ)

右原意に擬して製す

坂は照る て(る) 鈴鹿は 曇(る) 間の土(山) 雨が

ふ(る)

右我在来の謡

一ト夜明れは 賑か(に) 飾り立たる 松かさ(り)

右我在来ノ謡

花の 梢に 鳥啼渡(り) 山も 里も 春満にけ(り)

右新作

色は 匂へど 散りぬるを 我世 誰そ 常ならむ 憂の奥山

今日越えて あさき 夢見し 酔もせず

右我在来之歌

蝶鳥 蝶鳥 菜の葉に止(れ)

菜の葉に 飽たら 桜に止(れ)

桜の花の 榮る御代(に)

止れよ 遊べ 遊へよ 止(れ)

右愛知師範学校の作

春の彌生の 曙に 四方の 山邊を 見渡せば 花盛りかも し

ら雲の 掛らぬ峰こそなかりけれ

右我在来之歌

はちすば 生える 池の邊(に)

一人の児が あそひし(か)

遙のきしに 美はし(き)

はちすの花の 見えけれ(ば)

手折りて 来ばと 一ト筋(に)

迷ぞ 深かき 欲のふ(ち)

踏入る 様に おどろき(し)

母は たゝちに はせ来た(り)

いとしや 我子 けなけな(や)

助けよ 神と呼さけ(ぶ)

聲の限りは しら波(や)

沈みつ うきつ 漂へ(る)

果こそ しらね 藻鹽く(さ)

底のみくづと消えうせ(ぬ)

右原意に擬して製す

〔手書き〕

(四) 「音樂傳習所創設議案」

伊澤修二の意見により文部省学務課久保田讓の起案で明治十二年三月八日付省内各課長、少輔、大輔、卿に回覧され、ようやく十一月にこの

案の書類上の決裁が下りた。『學制』改革という政府の一つの政策が陰で折よく作用したのかも知れない。明治十二年九月に施行されたアメリカ式制度による教育令の公布で『學制』は改革せざるを得なかった。メーソン方式（つまりはアメリカ方式）を取り入れた音楽伝習所は期せずして、その波にのり、誕生したのである。決裁後（十一月）、音楽伝習所は太政官の意向によって音楽取調掛と改められた。

音楽ヲ起スハ目今本邦教育上ニ於テ急務タル事別紙伊澤目賀田兩氏ノ取調書ニ詳悉セリ然ルニ民為ニテ音楽ノ趣ルベキ時機ハ何レノ時ニアルカ期シ難キニ付方今文部省ニ於テ音楽傳習所設置相成候方可然存候尤創始ノ費用及當初一ケ年ノ經費取調候處大概別紙ノ通ニ有之候間音楽傳習所設置ノ儀先以御決定相成度候右決定候ハ、太政官申稟ヲ始メ夫々着手ノ順序等續テ取調相伺ベキ心算ニ有之候此段仰高裁候也

「音楽傳習所創始費用概算」

一金三千圓	教場七拾五坪
一金千六百八拾圓	事務所雪隠共 五拾七坪五合
一金三千四百七拾圓	寄宿舎浴室共 百二拾八坪
一金九拾圓	井戸 一ヶ所
一金三百圓	表門 一ヶ所
一金貳百圓	門番所一ヶ所
一金四千貳百圓	ピアノ五箇代價 并ニ運賃
一金五百圓	米國人來航旅費
計金壹萬三千四百四拾圓	

「音楽傳習所當初一ケ年經費概算」

一金三千貳百貳拾圓	俸給
内譯	
金八百四拾圓	主幹月給
金千百圓	教員月給 但 三拾円ヨリ貳拾円マテ四人
金千貳百八拾圓	傭月給 但 三拾円ヨリ拾貳円マテ六人
一金九百貳拾四圓	給與
内譯	
金百四拾四圓	守門給
金三百貳拾四圓	小使給
金百貳拾圓	医員給
金百四拾四圓	諸職工及臨時雇 人足等給
金拾貳圓	人力車船雇料
金貳拾四圓	事務勸勵賞與
金百五拾六圓	諸賄料
一金貳拾五圓	旅費
一金貳千百九拾五圓	校中費
内譯	
金千九百七拾圓	
内	
金四百五拾圓	筆墨紙等
金三百圓	薪炭油等
金四百圓	雜品
金貳百貳拾圓	書籍其他教科用具

金六百圓 ピアノ修繕料

金百五拾圓 刊行費

金拾貳圓 運送費

金拾貳圓 郵便電信

金三拾六圓 接待費

金拾五圓 民費

一金百圓 營繕費

一金千八百圓 生徒學費 但六圓廿五人

一金三千三百三拾六圓 外國人給料諸費 但洋銀貳千五百弗

通計金壹萬壹千六百圓 〔手書き〕

(五) 「L・W・メーソンと目賀田種太郎との條約書」英文・和文

明治十二年三月八日付、「音樂傳習所設置案」が文部省内に回付されて間もなく同月二十五日付でメーソンの招聘が決定し、アメリカ在住の目賀田種太郎氏が日本側文部省の代理人としてメーソンと條約を結んだ。音樂取調掛設置は十月であつたが、すでにこの時点で決定されてい
たと思われる。

音樂教師米國人ルーサル、ホワイチング、メイソン氏ト結約候旨

等別紙之通在米目賀田種太郎より申来候付先以供高閱候

但條約書原案ト照査候處不都合之廉無之候

一、メイソン氏招備之件太政官へ上申ハ同氏来着之上ニ而可然候得

共其前ニ在テ音樂傳習所設置外國教師招聘之件太政官へ御上伺可

然存候間該案ハ別段ニ取調可相伺候

一、同氏来航旅費ハ未通送不相成候付手順次第送付之儀於會計課取

計相成度存候事

本年四月九日附學第五百八拾七号之御信書ニテ御申達ノ音樂傳習所之教師トシテ ルーサル ホワイチング メイソン氏招備之件可取計旨領承則チ御来諭之通り條約取結ヒ申候月給ハ壹ヶ月貿易銀壹円銀ニテ貳百五拾圓ト取定メ候就テハ其條約書壹通在中差進候

一、同氏我國へ来着ノ儀是亦御示諭之如ク来十三年二月迄ニ可有之様申含メ置候

一、同氏来航旅費金之儀ハ如例御送致云々御来示ハ候得共今ニ来着不仕候間此段御届ケ申候若シ拙者出立前ニ着致サ、レハ其ノ渡方ハニューヨーク我領事館ニ依頼致シ可申候乍去該金ノ未タ到着セ

ザルハ自然其筋ニテ取洩ラシ居リ候儀ナルヤ一應御問合相成候方可然候

右御回答旁申進候也

明治十二年六月十七日

留學生監督目賀田種太郎

学務課長

文部大書記官野村素介殿

Articles of Agreement between Mr. Tanetaro Megata

Senior Clerk of the Department of Education residing in

Boston, Massachusetts, in the United States of America

on behalf of the Director of the School of Musics in Tokio,

under the control of the Department of Education, Japan

the party of the first part and Mr. Luther Whiting Mason,